

○中村芳信委員長

それでは、ただいまから中山間地域・離島振興特別委員会を開会いたします。早速、議事に入りたいと思います。

それでは、所管事項の調査に入ります。はじめに、執行部を代表しまして、木次地域振興部長並びに山本農林水産部長から挨拶を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長はじめ委員の皆様方には、中山間地域・離島振興施策などに關しまして平素より格別の御理解、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。本日、地域振興部のほうからは、次第にありますとおり5項目について御報告などをさせていただきます。

このうち、半島振興計画に關しましては、その根拠法となります半島振興法は、議員立法によりまして10年間の時限法として制定されて以降、直近ですと令和7年3月に改正・延長されております。今年度は、この法の下で半島振興計画を策定する予定といたしておりまして、この委員会に都度お諮りをさせていただきながら、委員の皆様からの御意見などを踏まえて、その作業を進めていきたいと考えております。

本日は半島振興計画の素案につきまして御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

また、過疎方針につきましては、6月議会の本委員会におきまして方針の素案を御説明させていただき、その後パブリックコメントなどを実施したところであります。委員の皆様や市町村からいただいた御意見を踏まえて、方針の最終案を作成いたしましたので、この後御報告をさせていただきます。

以上のほか、離島振興法に基づく県計画に關して、隠岐支庁のほうから、令和6年度におけるKPIの状況を御報告いたしますとともに、有人国境離島法及び過疎法に基づく県計画につきましても同様の状況を御報告させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長はじめ委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日農林水産部からは鳥獣被害対策について御報告申し上げます。2つあります、1つ目が、9月1日から施行された改正鳥獣保護管理法に基づくツキノワグマの緊急銃猟制度、これについて市町が実施主体になりますが、様々不安の声もありますので、県としてもしっかりサポートしていくこと、そうした取組を御報告いたします。

2つ目が、サルです。ニホンザルの生息状況調査が終わりまして、それを踏まえて、加害レベルの高いグループの対策をしていくこと、そうした点について御報告いたします。

以上2点ですが、本日どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村芳信委員長

それでは、本委員会に關係する項目につきまして、執行部から説明を受けます。

はじめに、島根県離島振興計画の進捗状況について、2番目に、島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画の進捗状況について、3番目として、島根県過疎地域持続的発展計画の進捗状況について、4番目に、島根県過疎地域持続的発展方針（案）について、そして5番目に、島根地域半島振興計画（素案）についての5項目について、地域振興部並びに隠岐支庁から説明をお願いをします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

曳野隠岐支庁長。

○曳野隠岐支庁長

そうしますと、中山間地域離島振興特別委員会の資料1ページを御覧ください。私のほうからは、島根県離島振興計画の進捗状況について御説明をいたします。

1、概要ですが、この計画は離島振興法の規定に基づきまして、国の方針に基づいて定めております。

2、（1）計画期間は、令和5年度から14年度までの10年間で、（2）KPIにつきましては、計画期間の前半である令和5年度から9年度まで定めております。基本目標は人口の社会移動でありまして、計画の項目として30の施策ごとに57の目標を設定しております。（3）KPIの見直しですが、令和7年度から第2期島根創生計画がスタートしたことから創生計画等のKPIに合わせまして、多くの項目で令和7年度以降の目標値の修正を行っております。（4）目標の達成状況ですけれども、令和6年度の状況について、基本目標については未達成、各項目については57項目中34項目で目標を達成しております、達成率は59.6%となっております。

続いて2ページをお願いいたします。各項目の詳細となっております。

はじめに、基本目標の、人口の社会移動の指標、住民基本台帳に基づく社会増減についてです。離島振興計画では、計画の終期である令和14年度に人口の社会増9人を目指し各種施策に取り組んでおります。令和6年度は、目標値のマイナス26人に対して、実績値はマイナス82人ということで、目標を56人下回っております。

次に、項目ごとの指標と令和6年度の実績です。表の左から5列目、有人国境離島計画の欄に黒丸がついているものは有人国境離島計画の指標と重複しますので、この後、中山間地域・離島振興課長から説明をいたします。また、左から4列目、隠岐限定の指標の欄に白丸がついている項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、航路及び航空路の確保の項目の指標1、隠岐航路利用者数です。令和6年度の実績は39万2,000人で、前年度から増加したものの目標を下回っております。次に、指標2、隠岐世界ジオパーク空港の乗降客数、実績は6万8,000人で、目標を8,000人上回っております。出雲便、伊丹便とも過去最高の実績になっております。出雲便是運賃低廉化事業、伊丹便是有人国境離島交付金による旅行商品への割引助成などの効果と考えております。

次に、3、隠岐地域で運行される生活交通の年間輸送人数の実績は、目標の10万2,000人に対して10万1,000人で、人口減少等により前年から減少しております。

次に4、幹線道路・生活関連道路の改良率については、対象の区間延長149キロのうち改良率は75%となっており、目標を達成をしております。

次に、港湾・空港の機能拡充の項目では、3つの指標全て目標を達成しております。な

お、9、港湾の機能強化・維持を図る施設の整備率では、令和6年度に来居港防波堤改良、別府港岸壁整備などが完了をいたしました。

次に10、汚水処理人口普及率については、前年度から増加したものの目標を僅かに下回っております。

次に12、空き家を利活用した件数については、しまね定住推進住宅整備支援事業の活用などにより、実績は10件で目標を達成しております。

次に、一番下、竹島の領土権確立の16、Web竹島問題研究所ホームページへのアクセス数、17、竹島資料室の一般来室者数については、これについては全県の数値となります。アクセス件数については目標に届かず、来室者数については目標を上回りました。なお、今週末の10月11日土曜日から22日まで、隠岐の島町にある久見竹島歴史館におきまして領土・主権展示館による地方巡回展が開催されることとなっております。

続いて3ページをお願いいたします。指標18、病院・公立診療所の医師の充足率については、目標を下回っておりますが、県全体の充足率85.1%よりは高くなっています。19、県内病院看護職員の充足率については、目標を達成するとともに、平成27年度以降ではじめて全県の充足率を上回りました。

次に22、緊急輸送道路の落石等通行危険箇所整備率については、対象の108か所のうち25か所の整備が完了し、整備率は23.1%となっております。相続人多数の土地などがあり、用地買収手続に時間を要している状況です。

次に、一番下、観光の振興の37、入り込み客延べ数については、目標に対し2万7,000人上回っております。企画乗船券や隠岐空港のチャーター便を活用した旅行商品造成などが寄与したと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。地域資源を活かした産業の振興では、指標38、39、いずれも目標を上回りました。

次に、44、Uターン者数については、前年度より17人減少し、目標値を13人下回りました。45、Iターン者数については、20人増加し、目標値を2人上回っています。コロナ禍を経て東京一極集中が再び加速していることから、特にUターンの促進のため、親からの呼びかけなどを強化していく必要があると考えております。

次に46、関係人口マッチングサイトによる隠岐地域へのマッチング件数は7件で、目標を3件上回っております。

次に、学校教育の充実では、4つの指標のうち47、エアコン新設対象箇所の整備率、49、地域社会の魅力や課題について考える学習に対して主体的に取り組んでいると回答した高校生の割合について、目標値を達成をしております。

最後に、結婚・出産・子育て支援では、54、放課後児童クラブ受入れ可能児童数については、隠岐の島町に定員40人の児童クラブが開設されたことによりまして、目標値を10人上回り200人となりました。

続いて、5ページをお願いいたします。離島振興計画のKPIの見直し一覧です。

2ポツの（1）は、第2期島根創生計画等での目標値の修正があった項目であり、3段書きのうち上段が修正後の目標値、中段が修正前の目標値、下段が実績値となっております。なお、これまで1ページから4ページまで説明してきました令和7年度以降の目標値については、今回この修正値の数値に置き換えをしております。

続いて、7ページをお願いいたします。（2）より適した指標へ変更した項目です。上段が変更後の新たな指標となっております。（3）新設、削除の項目で、上の3件が新設、下の2件が削除項目となっております。これらにつきましては、令和7年度分の実績報告から指標を置き換えて報告をさせていただきます。

離島振興計画の進捗状況の説明は以上となります。引き続き、隠岐4町村等と連携し、目標達成に向けて各種施策に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

それでは、地域振興部から4つの項目について御報告いたします。資料8ページを御覧ください。

1つ目の報告事項となります、島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画の進捗状況について御説明いたします。

まず、1ポツ、概要ですが、この計画はいわゆる有人国境離島法の規定により、国の基本方針に基づき定めております。2ポツの、計画の内容等の（1）にありますとおり、前期、後期それぞれ5年の計画期間となっております。（2）のKPIにつきましては、6項目で計11の成果目標を設定しております。（3）にありますとおり、先ほど説明のありました離島振興計画同様、島根創生計画等に関連する令和7年度以降のKPIにつきましては、第2期島根創生計画の策定に伴いまして、目標値の修正やより適した指標への変更を行っております。詳細は11ページに記載しておりますので御確認ください。

それでは、後期計画の令和6年度の状況について御説明いたします。次のページをお願いいたします。

（4）の、各項目における目標達成の状況となります。

はじめに、人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標は、住民基本台帳に基づく社会増減となります。この指標は、先ほども離島振興計画で説明がありましたとおり、令和6年度の実績は82人の減となり、目標を下回っております。

次に項目2の主要農林水産物の販売額となります。6年度の実績は111億7,700万円と目標を大きく上回っております。これは、水産業が目標を大きく上回っていることが主な要因となっております。

続きまして、項目3、農林水産業の新規就業者数の実績は20人で、目標を上回っております。その内訳を見ますと、林業で目標の6人を上回る12人、また、水産業は目標の5人を上回る8人の新規雇用となっております。

次に項目4、漁業者数5人以上の沿岸漁業集落数ですが、令和2年度の実績値48集落を維持することを目標としております。令和6年度も引き続き48集落を維持し、目標を達成しているところです。

次の項目5、中山間地域等直接支払制度の取組面積につきましても、実績は667ヘクタールで、目標を上回っております。

次のページ、項目6の新規雇用者数です。公共職業安定所の就職件数をベースとして、目標208人に対し実績は154人となり、目標を下回っております。売上を増加させた

事業者がある一方で、事業拡大のための人材の確保に苦労されている事業者も多く、雇用の確保が課題となっております。

次の項目7は、雇用機会拡充事業を活用した事業者の各年度末の実雇用者数となります。実績は228人となり目標を上回っております。公共職業安定所を介しない就職件数が一定程度あると見ております。

次に項目8、宿泊客の延べ数となります。実績は11万6,000人泊で目標を上回り、コロナ禍前の令和元年度実績を超えております。

次に項目9の、推定入島客数です。実績は11万6,000人となり、目標を下回っておりますが、前年度との比較では5,000人の増となっております。

続きまして、項目10の離島住民等の航路輸送旅客数となります。先ほど、離島振興計画で説明のありました航路利用者数は利用者全体の数字ですが、こちらは離島住民等のみの輸送旅客数となっております。目標に対し実績は下回り、20万1,200人となっておりますが、コロナ禍前の令和元年度実績近くまで戻りつつあります。

次に、項目11の、離島住民等の航空路輸送旅客数です。こちらも離島住民等のみの実績となっておりますが、1万4,700人と目標を上回っております。

最後に、（5）目標値に対する達成状況となります。11の成果目標のうち、達成数は昨年度から1つ増加し7つとなり、達成率は63.6%となっております。

今後も隠岐4町村と連携し各施策に取り組んでまいりますとともに、来年度末で期限を迎える有人国境離島法の延長・拡充に向け、引き続き関係都道県協議会や県の重点要望など様々な場面を通じて国などに要望してまいります。

続きまして、資料12ページをお願いいたします。2つ目の報告事項となります島根県過疎地域持続的発展計画の進捗状況について御説明いたします。

県の過疎計画は過疎法の規定により県の方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため定めています。2の計画の内容等のうち、（1）にありますように、計画は前期、後期に分かれ、それぞれ5年間となっております。（2）の目標につきましては、記載の14項目、合計65の目標を設定しております。また、先ほどの離島振興計画などと同様、（3）にありますとおり、島根創生計画等に関連する令和7年度のKPIにつきましては、目標値の修正やより適した指標への変更を行っております。詳細は18ページから22ページに記載しておりますので御確認ください。

それでは、前期計画の令和6年度の進捗状況について御説明いたします。次のページをお願いいたします。

まず、①持続的発展の基本方針の指標として、過疎地域における人口増減率を掲げております。県の計画にあります各種施策を実施することで、過疎地域における人口減少率を現在の将来推計よりも縮小するよう取組を進めておりますが、6年度の目標値マイナス5.6%に対し、実績値はマイナス7.7%となり目標を下回る結果となりました。

次に、②人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進では13の指標がございます。6年度は、2の高校魅力化コンソーシアムに参画している高校数、3の県立高校への県外からの入学者数、8、9の中高年齢者、女性、それぞれの就職相談窓口を利用した就職者数、12の関係人口マッチングサイトによる県内地域へのマッチング件数、この計5指標について目標を達成しております。一方で、残りの計8指標が目標に達していない状況にもあ

りますので、引き続きそれぞれ地域の実情に応じた対策を講じてまいります。

次に14ページ、③産業の振興ですが、11の指標を設定しております。6年度は、16、17の林業、沿岸自営漁業、それぞれの新規就業者数、22の自然公園の利用者数、24、25の離島港湾、物流拠点港・補完港、それぞれの港湾施設整備率、この5つの項目が目標を達成しております。

次に④地域における情報化では2つの指標を設定しておりますが、いずれの指標も目標に届きませんでした。これまでの取組により、電子申請を利用する方は着実に増えておりますが、このたび、より適切な指標となるよう、オンラインで手続できる行政手続数の累計値に変更いたします。今後も県民の皆さんへの電子申請利用の周知に努めてまいります。

次に⑤交通施設の整備、交通手段の確保では4つの指標を設定しており、28の骨格幹線道路の改良率、29の幹線道路・生活関連道路の改良率、この2指標について目標を達成しております。

次の15ページ、⑥生活環境の整備では6つの指標を設定しております。いずれの指標も目標に届きませんでしたが、それぞれの指標でおおむね9割を超える達成率となっております。

次に、⑦結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進では13の指標を設定しております。そのうち、38の子育て世代包括支援センター設置市町村数、43の女性の65歳平均自立期間、46、47の保育所待機児童数、48の放課後児童クラブ受入れ可能児童数、この5指標について目標達成しております。一方で、目標に達していない項目も多くございますので、市町村や関係機関と連携して取組を進めてまいります。

次の16ページ、⑧医療の確保につきましては、指標は、病院・公立診療所の医師の充足率となります。令和6年度は目標を下回っておりますが、引き続き医師の確保、養成事業を実施しますとともに、総合診療の専攻医を増やすため関係機関と連携し支援してまいります。

次に、⑨教育の振興では3つの指標を設定しております。令和6年度はいずれの指標も目標に届かない状況となっておりますが、53の、将来自分の住んでいる地域のために役立ちたいという気持ちがあると回答した生徒の割合につきましては、達成率が97.6%となっており達成に近い状況にあります。

次に、⑩集落の維持、活性化では、2つの指標とも令和6年度は目標を達成しております。

次に、⑪地域文化・スポーツの振興等では8つの指標を設定し、令和6年度につきましては、57の島根の歴史・文化に関する講座・シンポジウム等参加人数、59の県立美術館入館者数、61、62の県民会館大・中ホール利用者数、入館者数、この4指標について目標を達成しております。引き続き県民の皆さんのが文化やスポーツに触れる機会が増えるよう、情報発信、PRを進めてまいります。

次に、⑫再生可能エネルギーの導入促進では、指標としては県内の再生可能エネルギー発電量のみとなっておりますが、僅かながらに目標を下回る結果となりました。

最後に、17ページ、(5)の目標値に対する達成状況となります。65の指標のうち目標達成数は23となり、達成率は35.4%となります。引き続き市町村、関係機関と

も連携し、過疎地域の持続的発展に資する各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料23ページを御覧ください。3つ目の報告事項、島根県過疎地域持続的発展方針の（案）について御説明いたします。

過疎方針につきましては、前回の本委員会で素案を説明いたしまして御議論いただき、その後パブリックコメントと市町村への意見照会を実施しました。パブリックコメントでの意見はございませんでしたが、県議会や市町村の皆様からの御意見を踏まえまして、本日、過疎方針の（案）を説明するものであります。

まず1ポツには、市町村からの意見とその意見に対する考え方を整理しております。2つの市から同趣旨の意見をいただきました。具体には、2030年の国スポ・全スポの開催に向け施設整備が必要となりますが、地域住民のスポーツ活動の活性化、利便性の向上及び利用者の安全確保を図り、計画的に対策を行う必要があるという御意見でした。この意見に対します県の考え方としましては、国スポ関連施設の整備につきましては、方針（案）の11の（1）地域文化・スポーツの振興等の方針に記載しております、スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向けて県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進していくとございます。その環境づくりの中に施設整備も含まれるものと考えております。したがいまして、素案の文言修正は行っておりません。

次に、2ポツの素案からの主な変更点であります。大きく3点ございますが、方針（案）を使って説明いたしますので別冊資料1を御覧ください。主な変更箇所に下線を引いておりますので、順次御説明をいたします。

まず、別冊資料25ページを御覧ください。（5）交通確保対策ですが、前回の本委員会での御意見を踏まえまして、下線部分にありますとおり、船員不足による隱岐航路減便の状況について追記しております。続きまして28ページの、②下水道等ですが、直近のデータであります令和6年度末の数値が整いましたので下線部分のとおり置き換えております。最後になりますが、47ページ以降に、過疎地域の現状に関する直近のデータを参考資料として追加しております。

次に、また本体資料の24ページに戻っていただきまして、今後のスケジュールです。本日の委員会での御議論を踏まえた上で、島根県過疎地域持続的発展方針の最終案として、9月定例会後に国との協議を開始し、おおむね11月頃には国の同意を得たいと考えております。同意が得られましたら、その方針に基づき県及び市町村におきましてそれぞれ計画を策定し、来年3月までに国へ提出する予定でございます。

続きまして、資料25ページをお願いいたします。最後の報告事項となります、島根地域半島振興計画の（素案）について御説明いたします。

まず、1ポツの半島振興法の改正概要ですが、半島振興法は昭和60年、議員立法により10年間の时限法として制定され、それ以降4回改正・延長されております。先ほど部長も申し上げましたとおり、直近では今年3月に法の改正・延長が行われております。その主な改正概要ですが、（1）総論的事項として、能登半島での地震や大雨による災害などを受けまして、法の目的に半島防災、地方創生が追加され、また基本理念として、地方創生、魅力の増進、半島防災・国土強靭化、この3つの観点が示されております。

次に、（2）にもありますとおり、今回の法で新たに国が半島振興基本方針を策定する

こととなり、既に7月2日に策定、公表されているところです。都道府県は、この国の基本方針に基づきまして半島振興計画を作成するよう努めるものとされております。また、

(3) にも具体に列挙しておりますが、半島に対する配慮規定に5つの項目が追加され、計画の達成状況の評価も含め計画事項の追加が行われております。配慮規定におきましても、半島防災の推進が追加されております。

そのほか、体制の整備として、半島振興に携わる関係者が協議会を設置できる規定が新設され、また、法施行後5年をめどに見直しを行うことなどが改正附則に規定されております。

次に、2ポツの本県の半島指定地域ですが、資料にもありますとおり法の制定時から松江市、出雲市の旧6市町が指定されております。

次に、26ページ、3ポツの策定スケジュールでございます。本日、計画の（素案）を報告し御議論いただいた後、パブリックコメントや関係する2つの市への意見照会を実施いたします。その後、御意見などを踏まえまして11月定例会の本委員会において計画（案）を報告し、計画確定後に国へ提出する予定としております。

次に、4ポツの計画（素案）の概要ですが、(1)のとおり計画期間は令和7年度から16年度までの10年間となります。

(2)の計画の構成は、第1に振興の基本的方針として、地域の概況、現状課題、振興の基本的方向を記載し、第2に振興計画として10項目列記しております。現行計画を参考に、先ほど説明いたしました法改正による基本理念や配慮規定などを踏まえまして、島根創生計画や中山間地域活性化計画など県の計画との整合も図りながら項目立てを行いました。

それでは、計画の主な内容について御説明いたします。別冊資料2の1ページを御覧ください。

まず、第1、振興の基本的方針の1、地域の概況です。地域の概況には島根半島の風土・歴史などを記載しておりますが、前回の計画策定後の状況変化としまして、1ページ真ん中どころにありますとおり、島根半島・宍道湖中海ジオパークが平成29年に日本ジオパークに認定されております。

次に、3ページからは現状及び課題となります。交通、産業、生活環境、防災・減災、この4項目にまとめ、島根半島の現状、課題について記載しております。

(1)の交通では道路や港湾、地域交通などについて、(2)の産業では島根半島の特徴を活かした農林水産業や商工業について、また6ページの、(3)生活環境におきましては下水道や住宅、医療などについて記載しております。さらに7ページの、(4)防災・減災では、法改正で半島防災が盛り込まれたことから新たに記載をしております。島根半島の沿岸部では狭小な平たん地に集落が多数形成され、地形や地質から斜面崩壊や地滑りによる住宅への被害、また交通の遮断などの危険箇所が多く存在しますので、これらへの対策を講ずる必要がございます。陸路が限定される半島部では、災害で多くの道路が遮断されますと救助や物資の提供などが困難となりますので、災害発生時に孤立地区などの被害状況を早期に把握し円滑な救助活動につなげることが難しい状況にあります。また、避難生活における必要物資などの不足が懸念されているところであります。

次に、8ページを御覧ください。ここからは振興の基本的方向をお示ししております。

(1) にありますとおり、昨年度策定いたしました第2期島根創生計画による人口減少対策や島根創生の取組、また、島根半島が持つ豊かな自然、歴史・文化といった地域資源の活用、さらに地震や大雨などにより浮き彫りとなりました半島特有の防災面の課題、これらを踏まえながら、国の基本方針に基づきまして自立的発展の促進、地域住民の生活の向上、定住の促進、半島防災などを基本的方向として島根半島の振興を図ってまいります。

(2) の重点施策ですが、先ほどの現状課題などを踏まえまして、8ページ以降、交通ネットワークの整備、半島固有の資源を活かした産業の振興と地域間交流の促進、また、定住の促進と生活環境の整備、半島防災の推進、この大きく4つを掲げております。

次に、11ページをお願いいたします。ここからは、第2、振興計画といたしまして先ほどの重点施策を中心に10項目に分けて記載をしております。

まず、1、交通・通信の確保についてです。島根半島の日常生活や産業振興を図るために欠かせない国道・県道など半島道路網や港湾の整備を図ります。また、12ページの

(3) にありますように、半島地域にとって望ましい交通体系、地域の実情に応じた地域交通の確保を図ってまいりますとともに、(4) にありますとおり、地域間の格差解消や防災面での観点からもデジタル化を推進してまいります。

次に、13ページ、2、産業の振興です。まず、(1) 農林水産業の振興ですが、農業ではブドウやカキ、薬用ニンジンなど特産作物の産地の維持・拡大を図るため、マーケットニーズに対応した品種の導入や商品化、加工など、生産の仕組みづくりを行ってまいります。

次に、14ページ、林業では、林道などの林内路網や高性能機械などの基盤整備、ICTなどの新たな技術の導入により生産性の向上を図ってまいります。

15ページの水産業は、研修から自立までの一貫支援による新規就業者の育成・確保や収益性の高い操業モデルの推進などによりまして、沿岸自営漁業者の確保と所得向上を図ってまいります。

次に、(2) 商工業の振興です。地域資源を活かした産業振興の取組のほか、半島地域の歴史・文化、自然、食、町並みなど魅力ある観光資源を活用しました広域観光を推進しますとともに、半島各地の多様な生産物、生産の場、漁業資源などを活用した観光資源の開発に努めてまいります。また、半島地域等への立地に対する優遇制度などを活用した誘致活動やサテライトオフィスを活用した企業誘致と人材育成にも取り組んでまいります。

次に、18ページ、3、生活環境の整備では、市と連携し半島地域の持続可能なコミュニティーづくりや地域を支える人材の育成などを支援し、生活機能の維持・確保を図ってまいります。

また、19ページ、(2) のアにありますとおり、半島地域で農林水産業をベースとした農山漁村での地域産業や生活基盤が維持され、多面的機能が発揮されるよう支援してまいります。イの鳥獣被害対策では、特に近年、生息数や被害が増加しつつあるニホンジカ、ニホンザルなどについて県が主導的な役割を担いつつ、市と連携しながら捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを進めてまいります。

そのほか、20ページ、(3)、(4) にありますとおり、水道、下水道などの整備・維持を進めます。

次に、4、医療の確保ですが、半島地域の医療機関がより高次の医療機関や介護施設な

どと連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ＩＣＴによる情報連携を推進いたします。

次に21ページ、5、高齢者の福祉、その他の福祉の増進です。県が定める高齢者福祉、障がい福祉あるいは児童福祉などの計画との整合を図りながら、半島地域におきましても引き続きそれぞれ取組を進めてまいります。

次に、22ページ、6、教育・文化の振興です。半島地域に立地する県立青少年の家や公民館におきまして、多様な自然体験活動や集団宿泊体験などの充実を図ります。また、島根半島には、出雲大社、佐陀神能などの歴史・文化が継承されますとともに多くの歴史・文化が存在しております。古代出雲歴史博物館を拠点として、半島地域を含む島根の歴史・文化を県内外に広く情報発信してまいります。

次に、23ページ、7、新しい人の流れづくりです。人口減少、高齢化が進み、地域の担い手が不足する半島地域におきまして、市や関係機関と連携してUターン・Iターンの促進を図りますとともに、情報発信あるいは様々な場面、ツールを活用し、半島地域に関わっていただく関係人口の拡大に努めてまいります。

次に24ページ、8、半島防災の推進です。この項目は、法改正を受けまして、現行の計画を組み替え、項目立てを行いました。

まず、25ページの、（1）半島地域の保全ですが、能登半島地震で多くの孤立集落が発生したことを踏まえまして、島根半島では、緊急輸送道路以外の幹線道路も含め令和11年度までに対策を実施いたします。また、落石要対策箇所の点検を毎年度実施し、その結果、要対策と判断された箇所の修繕を集中的に実施するほか、道路沿いの倒木のおそれのある危険なものを事前伐採いたします。

島根半島の拠点漁港であります恵曇漁港では、主要な岸壁の耐震補強を行いますとともに、美保関漁港ほか県管理漁港におきまして、漁港機能の維持を図るため漁港施設の修繕などを行います。

次に、26ページ、（2）実動組織受入れのための環境整備として、孤立地区の住民などの救助を円滑に行うため、平時から自衛隊などの実動組織の活動拠点となる適地を調査し候補地として選定しますとともに、必要な整備を図ります。また、空路による受援環境を整備するため、ヘリコプターの場外離着陸場の適地について必要な環境の整備を進めます。

そのほか、（3）にありますように、消防防災体制をさらに高めるとともに、半島地域にお住まいの皆さんの自主防災活動など地域防災力が強化されるよう、市と連携して取組を進めてまいります。

次に、9、再生可能エネルギーの活用推進です。地域住民の意向が尊重され地域振興にもつながるよう、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進いたします。

次に、27ページ、最後の項目となります、10、自然環境の保全及び再生です。半島地域が保有する豊かな自然環境は、半島にお住まいの皆さんの生活のみならず農林水産業、観光、教育など、様々な分野で活用されております。この自然環境が適切に保全されるよう、県の関係計画などと整合を図りながら引き続き取組を進めてまいります。

ポイントを絞って説明いたしましたので駆け足となりましたが、以上が島根地域半島振興計画の（素案）でございます。委員の皆様からいただく御意見などを踏まえまして計画

の策定を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

地域振興部からの報告事項、4項目の説明は以上でございます。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑を受けることにいたします。

ただいまの説明に対して、質問、意見等がございましたらお願いをいたします。

野津委員。

○野津委員

ほかの委員さんの発言もありますので、要点だけ絞って発言します。

過疎と離島といろいろな計画がありますが、大本論のところで木次地域振興部長に聞いてみたいんですけども、この委員会は、前期も委員会視察なんかで、ローカル10000プロジェクトとか、ああいうものを使った、いわゆる稼げる地域づくりみたいなものを視察してきました。

ですが、改めて思うのが、本筋論として、ローカル10000とか、離島や過疎地で、もう一回コミュニティーを残したいとかそういった人たちは、決してビジネスをしたいわけじゃないと思うんですよ。だけど、今、全国どこも行政が、稼げる地域だとかって言って、ビジネスじゃなきや地域はできないっていう話をちょっとし過ぎていることに、僕はすごく違和感を感じています。下手なビジネスをすることによってそこで地域を盛り上げたい、頑張りたいっていう人を失ってしまう可能性もあるような、下手なビジネス支援といったら変ですけども、全国どこもそういう状況にあるんじゃないかな。ぜひ、島根県では、何かそういうところは、もう一個深い視座で見てもらって、本当に地域のためになるのかならないかを一回、現場の皆さんも含めて、どういう意見を持っているのか話し合ってもらえないかなというところが1点。

2点目。過疎でも離島でも、いわゆるローカルスタートアップみたいなものをこの過疎計画の中に盛り込んでいくか、市町村の計画は分かりませんけども、今、松江なんかでも、ローカルスタートアップをやるときは飲食業が結構多いと思うんですけど、飲食業やるっていうのは相当リスクです。潰れる店も多いし。そういう意味で、その中で、過疎のエリアで、離島のエリアでそれをやっていくってことは、相当正直いってハードルも高いし、こら辺、ちょっと今この状況鑑みて、これ商工労働部さんともう一回、この中山間や過疎や離島でのこのスタートアップの支援の拡充とか、現状をちょっと一回話し合ってみてもらえないかなというところが2点目。

3点目ですけども、改正法を受けた島根半島の振興計画ですけども、正直いってすごく残念です。この島根県の計画がじゃなくて、国の対応が。あれだけの能登の半島の地震を受けて、制度の拡充が、起債の充当率が90%、交付税措置が30%なんて、正直いって、前の議会でも言いましたけど、市町村は使えませんよ。何かそれを、能登を受けての改正したものがこれだったっていうのは、私、非常に残念だと思っていて、こら辺、本当に県のほうは多分よく御存じだと思いますけども、出雲市、松江市、これ受けてどういうふうな話が出てるのかをちょっとお聞かせください。以上3点です。

○中村芳信委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

まず、私のほうからは1点目、地域を守るためのビジネスへの支援の考え方などについてお答えしたいと思います。

今年度からスタートいたしました第2期の島根創生計画におきましても、その施策の一つとして稼げるまちづくりというのを掲げております。また、その施策の下で、関係部局と連携しながらスマールビジネスなどの取組を進めるということで、これらの取組につきましては、地域を守るという観点などから大切な施策なり事業であると考えております。

委員の御指摘いたしましては、こうした取組は重要であるとしても、人口減少がさらに進む中で、あるいは中山間地域と一口に言っても、それぞれの地域で事情が全然違うであろうと、そういう中でビジネス的手法などを取り入れることが本当に可能なのかどうか、少なくとも島根県においては、他県のことは置いておいて、地域に寄り添って考えるべきではないかという御意見だと捉えております。

そういう地域に寄り添うという面にまず関しましては、これまで地域振興部で所管しておりますスマールビジネスの関係でお答えさせていただきますと、御存じかと思いますけども、県東部、西部、それから隠岐地域にそれぞれ現場支援スタッフなども配置しております、こういったビジネスの関係のみならずということありますけれども、常に地域の皆さんに近いところにそういった職員がおりまして、御意見を聞きながら必要な取組を進めてきたというふうに考えております。

こういう中ではありますけれども、スマールビジネスのことで少し状況変化みたいなことを申し上げておきますと、背景には中山間地域の担い手不足といったことも多分あるんだと思いますけれども、近年は、いわゆる地域運営組織、それ自体がこのスマールビジネスなどに取り組まれる事例というのがちょっと減ってきております。一方で、これも御存じかと思いますけれども、UターンとかIターンをされた方などが、例えば農業をしながら農産品を活用した加工品を製造するとか、あるいは、空き家となった古民家を活用してカフェを運営するといった形で起業されるケースなども増えてきてるところであります。さらに、この起業された方々が地域の担い手としても活躍をされて、地域の活性化などにつながっている、そういう例もあるかなというふうに認識いたしているところでございます。

このように、スマールビジネス一つを取っても、周りを取り巻く状況は少しずつ変わっている面もあると思いますけれども、少なくともスマールビジネスの支援ということにつきましては、これまででもありますし、そしてこれからも、あくまでも地域資源を活用して新たなチャレンジをしてみたいとそう思われる方に、一律ということではなくてあくまでも選択肢の一つとして、引き続き御活用いただければというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地域ごとにどういった支援が必要かというのは当然異なってまいりますので、関係する市町村とも情報共有、意識共有をいたしまして、スマールビジネスの支援を含めて、持続可能なものとなるよう関係部局ともしっかりと連携しながら、必要な取組を側面支援していきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

私は、2点お答えさせていただきたいと思います。

委員からは、ちょっと事例も挙げられながら、中山間地域・離島におけるスマートビジネス、ローカルスタートアップのことを言われたと思うんですけども、厳しい環境に置かれているという御意見と受け止めました。先ほど、部長からもスマートビジネスのお話がございましたけども、スマートビジネスの観点で、私から答弁させていただきたいと思います。

委員御指摘のとおり、人口減少あるいは高齢化の進行によりまして、中山間地域・離島の置かれている環境というのは非常に厳しいというふうに受け止めております。そうした中で、中山間地域・離島でのスタートアップ、ビジネスの起業、これをどう支援していくかということになりますけども、まず我々で支援しておりますスマートビジネスにつきましては、単にイニシャルの部分を支援するための補助金を支出するということではなくて、そこに至るまでの育成支援プログラム、そういったものを通じまして、事業を円滑にスタート、あるいは持続可能性を高めるようにアドバイスをしていくということで、課題解決のための相談体制を構築しているというふうに取り組んでおります。

こうした取組の段階に応じた伴走支援というものをしてことで、起業した後のリスクを減らしていくことと、それから、助成金の審査の段階におきましても、助成金の申請者が経営を安定的に持続できるよう商工労働部や農林水産部と連携いたしまして、多角的な見地から判断を行っているところでございます。

また、助成後も、市町村などと協力をいたしまして、事業の進捗状況あるいは直面している課題などを定期的にフォローしているというところでございます。

今後も、これまでですけども、商工労働部をはじめ府内の他部局、また市町村あるいは商工団体とも、隨時、課題を共有いたしまして連携を図りながら、中山間地域・離島におけるスタートアップ、これを支援してまいりたいというふうに考えております。

続いて、2点目の半島振興法、半島振興計画というよりも半島振興法の改正に伴っての財源措置についての御意見だったというふうに認識しました。

松江市、出雲市とこの半島振興法改正に当たっての財源措置についてどういうふうに受け止めているか、どういう話が出ているかという御質問でしたけども、委員がおっしゃられたように、令和6年の1月に能登半島地震が起きて、そういった事象もありながら、議員立法でありますこの半島振興法が10年に1回の改正行われて、先ほども事例として挙げられましたけども、起債の措置率、充当率のところが若干上がったぐらいのところで、そんなに優遇措置が拡充されなかったというふうに思っております。このことに対してどう思っているかという感想ですけども、委員と同じで残念という感想でございます。このことにつきましては、6月の定例会の一問一答でも御質問がございまして、知事のほうからも答弁をさせていただいております。知事のほうからは、法改正、配慮規定の部分というものは国語に例えられまして、財源措置、例えば交付税とか地方債の措置、そういったものは算数の世界ということで、国語と算数に例えられましたけども、国語で気持ちは示されてるんだけど、数字が出てきてないという評価をお答えになっておられます。なかなか半島振興法の改正というのが10年1回、先ほど、冒頭に概要の説明のところで、5年後に折り返しの時点でもまた見直しをするというような改正附則もございますので、そこに向

けて、今後財源措置のところの要望をしたいというふうに考えているところでございます。

松江市、出雲市と直接のことについて議論したということはないんですけども、恐らく同様のお気持ちを持っておられるんではないかというふうに推察しております。

○中村芳信委員長

門脇中小企業課長

○門脇中小企業課長

私から、2点目、起業支援、地域振興部との連携、これについて商工労働部からお答えをしたいと思います。

委員おっしゃいましたとおり、起業の難しさ、特に中山間地域での取組、こちらのほうは大変難しいというふうに認識をしております。その中で、商工労働部といたしましては、起業・開業について、地元市町村と連携しながら事業実施に必要な設備投資などを支援しております。また、こうした支援をする際に、事前に商工団体のサポートが受けられるような仕組みにしておりまして、より事業継続につながる経営計画が作成いただけるよう、支援を行っております。また、事業採択後も商工団体のサポートを受けることができるようにしております。

このほか、起業を希望される方に向けて、起業家スクールという形で12回程度のセミナーを実施しております。その中で、経営計画や収支計画の立て方、資金繰り対応の仕方、ターゲットを見極めた営業あるいは販路開拓、こういった起業する上で必要な知識やノウハウを習得いただくよう取り組んでおります。厳しい状況の中で事業継続をしていただくためには、事業継続を重視した経営計画、こういったものの策定支援が重要と考えております。そうしたことから、セミナーの内容につきましても適宜充実させてきているところでございます。今後も、適宜、実情などを踏まえて充実させていきたいと考えております。また、起業後もアドバイザー派遣事業によるフォローを行うなど、個々の事業者の課題に合った支援を行っております。

今後も起業の状況、地域の実情などを注視しながら、商工労働部といたしましても地域振興部、特に商工業の振興と地域振興は、中山間地域では表裏一体の部分がありますので、そういったところで、地域振興部や市町村と一層連携して支援してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

説明ありがとうございました。

離島振興計画と過疎地域持続的発展計画について、まず伺いたいんですけども、県の計画は県の計画だと思うんですけども、それらを実現していくためには、市町村の取組が必要になってくるかなと思いますけども、この両計画に呼応するというかリンクする、それぞれの市町村の計画がそれぞれあるのかどうかというのをまず伺いたいんですけども、その上で、それぞれ市町村だったり、離島振興計画でいうと、隠岐4町村が今回の県の進捗状況をどういうふうに共有を図って、同じ目標に向かって取り組んでいく体制をこれから取っていくのかっていうところを伺いたいと思います。

○中村芳信委員長

曳野隱岐支庁長。

○曳野隱岐支庁長

まず、離島振興計画のほうですけれども、恐らくこれに対応するものとしては、各町村が総合振興計画というのを持っておられると思います。それで、この離島振興計画については、毎年、今年でいうと8月ですけれども、総合離島振興会議というのを隱岐でやってまして、そこには各町村の町村長さんはもちろん出ていただきますし、農林水産業、それから商工団体の代表の方も出ていただいて、進捗状況、今日のように説明をして、そこでいろいろ意見をいただいて、それを来年度の事業に生かしていくというような取組をやってますので、そういう形で情報共有を市町村とはさせていただいてます。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

私のほうから、過疎計画のほうについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、計画を策定する際ですけども、先ほども御説明しましたけども、過疎方針というのを県が法に基づきまして策定をいたします。この過疎方針に基づきまして県も計画をつくるんですが、市町村もこの方針に基づいて計画をつくりますので、当然同じベクトルといいますか方向性を一にしているという状況でございます。

進捗状況の共有につきましては、この過疎計画というのが単体で走るというよりは、中山間計画あるいは創生計画、そういうもののとリンクしており、ほかの計画とも連動しております。地域振興部では、各市町村と毎年意見交換を、部長を筆頭に首長さんとしておりますので、そういう中でしっかりと共有をしながら、進捗状況の共有をしながら、同じ方向に向かって、ゴールに向かって進んでいるという認識を持っております。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

ありがとうございました。

既に市町村と意見交換しながらということだと思うんですけど、この計画の進捗をしっかりと分析したことも共有しながら、一層推進に努めていただきたいなというふうに思います。

もう1点、半島振興計画について伺いたいんですけども、我々も今年5月に、会派で能登半島のほうに伺いました。3つの市町の状況を伺ったんですけども、やっぱり人口が激減をしていて、避難された方が戻ってこない状況で、本当にすごい状況だったなということを感じて帰ったんですけども、こういう半島地域でそういう災害が起こったときに、こういう人口が激減をして、もう地域の維持が困難になってくるっていう悲惨な状況が、今回能登半島の地震を受けてあったわけですけども、そういう中で、全国にいろんな半島があって、有人国境離島の場合は知事の会があつたりして、丸山知事も先頭に立って取組をしていると思うんですけども、先ほどの奥田課長の御答弁でいうと、算数の部分をこれからしっかりと国のほうには予算をつけて具体的にどういう項目でどういう取組を進めていくかっていうのを、これ急いでやらないと手後れになるんじゃないかなというふうに思っておりますし、島根半島を有する島根県としても、同じような災害が起こったときの

影響っていうのは大きいんじゃないかなと思っておりますので、全国のこの半島を有する都道府県と有人国境離島の取組のように連携して国に対しての働きかけができないものかっていうのを、提案も含めて伺いたです。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

坪内委員から2点目として半島振興法改正に向けてほかの半島を抱える都道府県との共同しての要望かと思います。委員からございましたけども、実は今、半島についても有人国境離島あるいは離島とかと同じで全国組織がございます。半島の全国協議会がございまして、半島を抱える22の道府県、紀伊半島が一番大きいということもありまして、和歌山県知事をトップとして半島の全国協議会がございます。これ毎年、国あるいは関係機関のほうに要望書の提出なども行っておりますので、引き続き要望活動はほかの課題を共有する仲間と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

先ほど坪内委員からも能登半島地震のことで言及があつたんですけれども、半島の防災を考えるときに、やはり能登半島地震の教訓を存分に生かすと。それから、県内でいうと日御碕が県道の崩落で長期にわたって孤立に近い状態になって、地震とかではなかつたので、直接的な被害っていうのはなかつたんですけど、それでも介護サービスが止まつたり保育所に行けなかつたり、あるいは薬をどうするかとか、非常に御苦労があつたというふうに思います。様々なそういう全国の事例、県内の事例等をしっかりと、この間教訓化されてきたと思うんですね。能登半島地震でいうならば、一番大きな問題になつたのは、道路の啓開等の困難さも当然なんですけれども、この間、全国的に市町村合併がやられてきて、自治体職員のマンパワー不足っていうのが非常に大きな課題になつたと思います。人口減少も当然例に漏れず、民間も含めて技術者あるいは行政の職員などが非常に多忙な業務に追われて、実際住民の求める要望等に十分に応え切れなかつたんじゃないかというふうに思います。そういう点でいうと、島根半島、今回でいうと松江市、出雲市だと思うんですけれども、両市とも当然市町村合併経て、従来であつたら大社町だとか、あるいは平田市、島根町、美保関町等々、今まで役場があつたところが、既にこれは出先になつてて、いずれも職員、マンパワーという点では減少してゐるんですね。そういう点で考えたときに、やはりマンパワーをどう確保していくのかっていうところも同時に考える必要があるなどというふうに思っています。ですので、例えば道路の啓開一つとっても技術者が必要ですね。水道、能登半島で非常に支障を來したと思いますけど、水道も技術者しっかりと確保できるのかという点で日常から十分な体制が取れていますと言いつつも、災害が起きたら、いよいよ大変になるということになりますので、防災対策っていうところを考える上では日常からの体制、それからマンパワー、十分な計画含めてそこをよくこの間の教訓を踏まえて、そして計画10年に一度、法律は10年に一度見直しというお話だったんですけれども、絶えず現地の状況は変化してますので、そこをしっかりと掌握しながら、より課題が大きくなつてくる可能性も十分ありますので、絶えず確認しながら進めていく必要が

あるというふうに考えていますので、まずこの点での見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、この間、半島防災の事業で中国電力から10年で50億円というところが財源として行われます。私、防災事業を進めるってことについて何ら異論はありませんで、むしろ推進すべきだというふうに思ってるんですけども、財源の在り方として、この間、我が党、尾村県議団長が論戦繰り返してやってますけれども、やはり財源の在り方として疑念が生じてるという状況があると思います。原発を推進する中国電力が原発の避難等に資するということで、お金を出すと。知事は記者会見の中で、全く心配無用だというふうに、そうは言ってるんですけども、原発を推進したい中国電力からすると、一方で防災対策でお金を出してあげますよという、そういう関係になってくるので、やはり、いわゆる原発マネーと呼ばれるもので、本来であると防災対策っていうのはしっかり取らなきゃいけない。財源っていうのは別に確保すべきだろうというふうに思いますし、何よりも原子力防災いうんであれば原発がないのが一番の安全対策、防災対策になるということは強調しておきたいというふうに思います。

以上、答弁お願いします。

○中村芳信委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

能登半島地震におきましては、道路の崩落等によりまして孤立化が大変クローズアップされたところでございます。それに対しまして、島根県としましても能登半島地震を踏まえて、島根半島で災害が発生した場合に同じような状況が生じるということを踏まえまして、これまで様々な取組を行ってきたところです。基本的に道路啓開等につきましては、例えば、自衛隊ですとか消防ですとか、そういった行政関係機関あるいは国の関係機関、そういったところからの実動部隊にお願いしまして、対応するという形で今準備を進めているところです。ただし、今、御質問の中にもございましたように、マンパワーの関係では行政関係者だけではなかなか難しいという状況もございますので、例えば、道路啓開に關しましては土木関係の事業者の協力を得まして、そうした方々の、例えば、日頃使っている重機、そういったものを使わせていただいて対応すると。それもそういった土木関係の方にお願いするだけではなくて、例えば、重機を自衛隊の方ですとか、そういった行政関係者も使わせてもらうと。そういうことの取組を進めていかないとと考えております。そのため、今度10月18日に行います県の総合防災訓練におきましては、そういった観点も考慮に入れながら、土木関係の方々と連携して道路啓開を行う、そういった訓練等も行うこととしておりますので、マンパワーに關しましては行政だけではなくて、地域のそういった関係の機関、そういった方々とも連携しながら取組を進めていきたいと考えております。

それと2点目ですけれども、中国電力の財源の関係でございますけれども、島根半島のそういった震災の対策事業、これにつきましては国の財源ですとか有利な地方債、こうしたものを活用しまして対応するということとしておりますけれども、それでも多額の県の負担が生じるということが分かっております。こうしたこれらの対策を重点的に実施するということで、例えば、自然災害だけではなくて原子力関係の複合災害、こうしたもの

対応力の強化にもつながるということも考えておりまして、中国電力にそういう面での協力を得まして財政面の協力をお願いしたということとしております。以上でございます。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

中国電力との関係でいうと、これ以上申し上げませんけれども、やはりそういう原発を推進したい中国電力が島根原発2号機、3号機、これから3号機っていう話になるときに、やはり巨額の大きなお金だと思うんですよ。全体で見れば、割合でいうと小さいかもしれない。ただ、50億円って大きいですからね。そういうお金のやり取りが自治体と行われてるっていうことに疑念の目が向けられているということは強調しておきたいというふうに思います。

それから、半島振興に関わって、医療とか福祉、介護に言及もあったんですけども、これ健康福祉部とこの間、本会議でも議論しますけれども、今、非常に医療、介護の危機っていう中で、計画の書き方はいいんですけども、今、半島っていう特有の困難さがある中で、簡単に介護提供をできるように整えますって、これってね、半島に限らず今もう本当に厳しくなってるっていう状況が広がってますんで、より困難さが増して、中山間地域、過疎地域、全部ですけれども、そういうところをしっかりと横の連携で状況確認しながら、こういう計画等に実情がしっかりと反映されるように、あるいは、ひいては、国の様々なところに要望するに当たっても、実態本当に困難だということを強調していただきたいなということを申し上げて終わります。以上です。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

説明ありがとうございました。離島振興に関して、まずちょっと細かい点はともかく、大きな視点からちょっと2点ほど申し上げたいんですが、人口の社会増減、これが目標に對して思ったように動いていかない。こここのとこをしっかりと分析されてるのかどうかっていうのを伺いたい。というのが、よく若い人が、大学がないから離れていくっていうのは分かるんですけども、仕事がないから、あるいは帰りたくてもマッチする仕事がないからっていうのはよく言われるんですけども、この増減の内容が、どういう人がどういう理由でっていうここまでしっかりと分析していかないと、なかなか対策が、効果的な対策が打てないんじゃないかな。申し上げたいのは、若い人だけじゃないんですね、高齢者の方が出ていくケースが非常に増えつつあるのではないか。若い人もそうです。若い人にとっても、帰ろうと思っても仕事だけじゃなくて物価が高いっていうのは前から言つてることなんですけども、高齢者は住むための基本的な、例えば、医療とか福祉とか交通っていうのは基本中の基本なんです。ここへの不安。介護が必要になつたら都会にいる子どものところに行かないと、ここでは住めない。あるいは、医療もそうですし、そういうところへの不安で島を離れる高齢の方。この辺が社会増減にどういうふうに影響してるのかも含めて分析をしていれば聞きたいと思います。最近聞いた中では特に障がい者、障がい児を持つて家庭っていうのはなかなか地元で十分な支援教育が受けられないっていうことで外へ出していくっていう話も、外への選択肢も考えざるを得ないというようなことも聞いてますん

で、そういった産業面だけじゃない視点からの社会増減への認識を伺いたい。

それから、いろんな指標はあるんですけど、特に離島なんか人口減少が本土よりも極めて著しい、しかも高齢化率が極めてどんどん高くなっていくような場所では、人によらずにデジタル化ですね、これをしっかりと進めていかないといけない。ところが、デジタル化に関する指標っていうのは、どうもはっきりしないんですね。個々の分野では進めます進めますみたいな書き方するんですけど、そういったデジタル化への指標を何か研究してみてはどうかなと思います。海士町が非常に先行してまして、ここは地域通貨が相当行き渡ってて、ハーンって言うんですけどね、ラフカディオ・ハーンになじむハーンという、これなんかと同時にもうキャッシュレス対応の店舗がほとんどになってるんですね。そういった先行してる地域もありますんで、離島全体としてそういったもっとデジタル化への取組が進むような指標なりなんなり目標を持っていただきたいなと思います。

離島振興についてこの2点、それから、過疎地域持続的発展方針、この中で交通対策において隠岐航路を取り上げていただいたこと大変感謝します。航路だけではなくて航空路っていうのは重要な交通手段であって、近年どんどん利用者も増えてるという状況の中で、地元からも要望も正式ではないかもしれないけど話はずっと出てると思うんですが、隠岐ー出雲便、これの複便化。これ福岡から飛んできてるんですね。福岡、出雲というのは2便あるわけです。朝の1便だけが隠岐まで足を伸ばしてくれるという状況になってる。これを2便にしますとね、2便にすると隠岐から見れば、これ出雲便じゃなくなるんですよ。福岡便なんですよ。福岡という巨大なマーケットが目の前に来るっていう話になる。これは隠岐の発展にとって非常に重要な要素だと私は考えてます。

それともう1点、実証的には首都圏近郊でもやってますし、F D Aが全国各地から地方対地方ということで飛ばしてますけども、羽田便ですね、ジェットが対応の空港になって滑走路も2,000メーター持ってるですから、ジェット機を使った羽田からの直行便、これ毎日を目指すわけではないけども、何らかのここへの実現に向けた取組が必要ではないか。この出雲便の複便化、羽田便に関しての働きかけの状況についてお聞かせ願いたいと思います。3点お願ひいたします。

○中村芳信委員長

曳野隠岐支庁長。

○曳野隠岐支庁長

まず、離島振興計画について2点お答えをさせていただきます。

1つが、指標の社会増減のところの細かい分析ができるかということで、実際にはその細かい個々を追っていってどういう状況だという分析までできていないのが実情です。転入される方についてはUターン・Iターンの確認のためにいろいろペーパーを書いていただきんですけども、転出される方はそこまで求めてなくてですね、実は。どういう理由で転出されるかというのはなかなか今追えてない状況です。ただ、言われたように、要は、働き口がないというのはもちろんんですけども、例えば、高校卒業のときには9割以上はもう島外へ出ていってますので、そこはあくまで就職ということだと思いますし、就職とか進学。それから、さっき言わされたように高齢者の方が、お子さんが島根県内ですかと他県におられて、介護が必要になってそちらのほう行くほうが安心だからということで行かれるという話も伺ってはおります。ちょっとここら辺については、どこまで追っていけるの

かというのはまた検討させていただきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、デジタル化の指標ということで、今この離島振興計画については、一応それらしきものということで情報通信の整備活用ということで2ページにあります14番の携帯の不感エリアの世帯数、これは解消されましたということでやってますけど、人不足に関連してそれぞれのところのデジタル化っていうのは、それぞれの分野ではもちろん取り組んでおられまして、例えば建設分野なんかでも、この間、私も直接見させていただきましたけども進んでいるところもあります。デジタル化の指標についてもまだちょっとどういうものが取れるのかっていうのはちょっとこれから考えさせていただきたいというふうに思っております。先ほどあったハーンとかも海士町はやっておられますので、そういうのも一例になると思いますし、ハーンとはいかないんですけど、ふるさと納税なんかは、隠岐で納税されれば30%のクーポンを差し上げるようなこともやってますので、できることから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

私のほうからは3点目、御質問がありました航空路線につきましてお答えさせていただきます。委員から御指摘のありましたように、今隠岐空港につきましては出雲便が1便ということになっております。また、FDAも全国からチャーター便を飛ばされているという実態もございます。御指摘のありましたとおり、隠岐ー出雲便が2便になること、また、羽田の直行便ができるということになりますと隠岐地域の方の利便性の向上っていうのはますます高まるということではありますと、地元の利用促進協議会とも連携しながら、いろいろと話をしておるところです。また、航空会社にも要望という形で地元の市町と一緒にになってさせていただいているところですが、羽田便につきましては、全国から航空路線が集まるということもありますと、発着枠の問題ですとか、また、航空会社からも機材繰りといったこともよく言われております。そういう課題もありますので、なかなかすぐにできるということはないかもしれませんけども、地元の方々と一緒にになって粘り強く利便性向上につながるような働きかけをしていきたいと考えております。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

具体的なアクションをぜひお願いします。特に、デジタル化に関してはとにかくいろんな分野があると思うんで、ここに関しては離島で住む利便性っていうのを全体として向上するためにどんどん進めていってほしいなとは思ってます。

それからもう一点だけ、すみません、要望でございますけども、特定有人国境離島法に関する進捗状況を発表していただいたんですが、この中で地域社会維持の創業・事業拡大促進施策ということなんですけども、これが事業を行う上で新規雇用者を確保することが要件になるんですね。とすると、人なんかいないわけですよ。勢い、恐らく施策が想定してるのは外部から人を呼んできて新たな雇用者として、結果として人口が増えるということなんでしょうけども、そうではなくてですね、ほかの事業所から引っ張ってくるとか、取り合いになってる。そういうのが現実だと思いますし、それに、最低賃金がどんどん上

がっていく中で、果たして雇用してきっちとした利益を生み出す計画ができるのかということもあるって、実態としては昔のやり方、正業というものをどう考え、どう捉えて、正業への支援をどうしていくかっていうことにも視点を向けていただきたいなと思います。こういった離島の実態を踏まえて、もともと離島の正業っていうのはマルチワークなんですね。農林水産業はもう認定何とかっていう感じで、その専業っていう位置づけは有人国境離島法の中でも取り組んでいただいているけども、実際にはマルチワークでいろんなことして暮らしていくっていう、そういった中でそこの部分をどうして、どう支援できるのかっていうような視点も踏まえて、今後国との要望活動あるいは折衝等にも当たっていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

私のほうからは大きく2点と、1点確認したいんですが、まず、過疎地域持続的発展計画の進捗状況についてっていうところの、ページでいうと17ページなんですけども、ここに目標値に対する達成状況っていうのが出ていますけども、前段で話があった離島振興計画の達成率っていうのは63.6%だったと思うんですけども、過疎地域については35.4%ということで非常に、かなり低いなというふうな印象を受けまして、離島振興法の中では補助金とか交付金、有利なものがありますので、その関係もあると思うが、一番大きなものはやっぱり人口減少。これに関わって目標の達成がなかなか思うようにならないっていうのが一番だと思うんですが、その受け止めを聞きたいです。この項目の中に掲げてある、特に4番の地域における情報化、6番の生活環境の整備、9番の教育の振興というところが昨年も、一昨年もゼロだったんですけど、令和6年度もこれが目標達成できていないというところ。その辺の難しさっていうところをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、島根地域半島振興計画、半島防災の関係ですけども、いろんなことがうたってあって、水害とか土砂災害とか落石とかいう関係もうたってあるんですけども、この中で骨格幹線道路を優先的に整備していくっていう文言が出てますけども、この骨格幹線道路っていうのは、定義でいえばどういう道路が当たるんでしょうか。私の印象で言うと、松江市内の半島部の西側は非常に整備は当然進んでますけども、原発もある関係もあるかもしれませんけど、一方で東側っていうのは狭い道が多く、そして出雲市側に行けば、平田、大社にしてももう本当に狭い道路ばかりなんですね。これ骨格幹線道路と言えるのかどうか分かんないですけども、その辺の整備っていうのが非常に急がれるのかなというふうに思います。先ほど、マンパワーの話もありましたけども、やっぱり実際に災害が起きたときに駆けつける、そういう道が落石により寸断をされる。そういうことになれば、その道路の重要性、落石防止も含めて、細かいこと言うと、平田の唯浦から塩津に抜ける道路なんて、ほとんど1年通して数か月しか通れる時期がない、そんな道路もあるので、その辺の整備っていうようなことを今後、莫大なお金かかりますんで、少しずつでもいいので進めていっていただきたいなというふうに思っています。

それと、半島防災で言えば、過去に何回もあったように、民家が集落で密集してますんで、大火が、まあこれ自然災害っていうより人災なんですけども、消防体制がちょっと人

口面も含めて懸念をされますので、その辺のところをどのようにしていく考え方かというところを聞かせていただきたいと思います。

最後に1点ほど確認なんですが、離島振興計画の進捗状況というところの7ページの目標で、新規と削除という項目がありますが、この中の削除の、新規は分かるんですけど、削除の52番の社会教育の推進っていうの、これ4町村しかないんでもう目標達成してるんで、これもう要らないのかなというふうに思うんですが、その上の学校教育の充実、これは目標達成してないにもかかわらず、これが廃止されるんですね。これ多分、理由があると思うんで、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上、確認も合わせて3点。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

私からは過疎計画のKPIの達成状況、離島振興計画あるいは有人国境離島計画のKPIと比べると達成率を見ると低いんではないかということで、その受け止めということだったと思います。この過疎計画のKPIにつきましては、現在、65の目標がございます。そのうちの約3分の1ということで35.4%ということになっておりまして、昨年も大体同じぐらいの数字になっております。今回のKPI、13ページから16ページまで見ていただきますと、黒い網かけがかかったところが非常に多くあると思います。この過疎計画につきましては、先ほど坪内委員の御質問のときにもお答えしましたけども、創生計画あるいは中山間地域活性化計画、そういったものと連動している部分が非常に多くございます。ですので、今回も創生計画の第2期創生計画の策定に併せてKPIの見直しも行っているところであります。先ほどの説明の中でも達成していないものの中でも、惜しい数字とそうでない数字とございます。惜しい数字については、これからもっと力をかけていく、ちょっとかけ離れてるところについては指標自体がそもそも合っているのかどうかとか、取組自体の見直しとか、そういったところも併せて必要かなと思いますので、今後、県の過疎方針に基づいて後期の県の過疎計画をつくってまいります。これ11月定例会以降のところでお示しをするんですけども、そういったところで、しっかりと見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

教育の関係の2点は、これは土江課長に答弁していただきたいですか。

土江教育連携推進課長。

○土江教育連携推進課長

学校教育の充実ということで、県立高校への県外からの入学者数が隠岐地域でいいますと達成していないということについてでございます。これにつきましては、しまね留学という事業を実施しておりますと、県外の中学生が島根県内の高校の魅力を感じて学びたいと意欲を持った生徒を受け入れて県内あるいは県外の生徒それぞれに質の高い教育を提供しているというものでございます。これにつきまして、隠岐地域を取り上げてこの数値を挙げておりますけれども、県下全体でいいますと、ここ数年、200人前後で推移をしております。隠岐地域につきましては、年度によって受け入れの状況等の変動がございまして、それは寄宿舎等の状況もございますけれども、そういったこともございまして令和6年度

は達成をしていないということではございますけれども、全体を通して、おおむね目標を達成していると考えております。

○中村芳信委員長

横尾土木部技監。

○横尾土木部技監

骨格幹線道路について御質問がございました。骨格幹線道路の定義でございますけれども、幾つか定義ございまして、一つは、全国の高速道路網と一体となってネットワークを形成するような国、県道。それから県内外の都市間を連絡し、県内の道路網の骨格機能を有する国道。そういうものを大体補完する主要な県道ということになってまして、かなり、まさに骨格なので、幹線道路になってます。この半島関係でいきますと、大きくは431号線が該当してまして、こちらに関しても今、実際に歩道整備であるとか国富工区であるとか、また、美保関に行く途中でも改良工事やってまして、トンネルの工事もこれからはじめるというような計画をして順次整備をしていってるところでございます。こういったところを重点的にやっていくというところなんんですけども、それ以外にも、例えばその先に半島の先にある集落に到達するような道路、こういったところがまさに能登半島地震なんかでも崩れてなかなか入り込めないということがありましたので、そういったところについては、緊急輸送道路を中心に防災対策をやっていきましょうということにしております。ただ、その緊急輸送道路のネットワークがなかなか半島に行き届いてない現状がございますので、そういう緊急輸送道路のネットワークを少し半島のほうも、よりきめ細やかに反映していこうというような今検討をしているというところでございます。こういった対策を通じて道路整備進めていきたいと思います。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

ありがとうございました。教育の充実、島根県全体で見るという話だったので、それはそれでいいのかもしれませんので理解をいたしました。

骨格幹線道路は431号線のことだと私は思ってなかったんですけど、海岸部にある集落に向かう道路。これ緊急輸送道路とでもいうんですかね。そういう道路をなるべく充実を図っていただきたいというふうに思います。先ほど言ったように、落石、そして消防、火事があった際の密集した土地での火災、過去にも何回も海岸部であってますんで、その辺の防災のためにも、莫大な予算はかかりますけども少しづつでも整備を進めていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○中村芳信委員長

生越委員。

○生越委員

ここで話しそうなことじゃないのでちょっと戸惑ったんですが、地域振興部にいうわけではないんですが、先ほど大臣委員からもちょっとあったので、別冊資料の20ページですか、医療従事者の確保、取組を進めるとともに、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進するという言葉が書いてございます。まさしく、その言葉のとおりいけば本当にすばらしいことだなと思っていて、これは地域振興部に聞くこと自体がおかしい話で

あって、本来、最近、二次医療圏、三次医療圏の中核になる病院そのものが大変な状況になってるときに、そこら辺りが健全ならそれはそれでいいかもしませんが、そこ辺りどうするかって話やっぱりしていかんと駄目だと。それはここで話しことではないので、今ちょっとテーマにすることは非常に申し訳ないと思うんですが、そこら辺は忘れずに意識していただきたいということほど伝えておきたいと思います。以上です。

○中村芳信委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

半島に限らず中山間地域の医療の現状といたしましては非常に厳しい状況があるというふうな認識であります。患者数の減少に加えて、特に診療所においては開業医の高齢化であったり、後継者不足といったところもあるというふうに思っております。医療資源が限られる中山間地域におきまして、公立公的病院が拠点病院として巡回診療や診療所への医者派遣を実施していただいて、地域の医療体制に大きな役割を果たしていただいているというふうに認識しておりますので、そうした医療機関をしっかりと守って支えていくことで地域の医療を支えていきたいというふうに考えております。そういったところ、特に昨年度の診療報酬改定が非常に厳しい状況であったというところで令和6年度の決算は非常に厳しい状況が出ておりますけれども、そうしたところに必要な補助の拡充などにより地域の医療体制を守っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村芳信委員長

続きまして、鳥獣被害対策の取組の状況につきまして、農林水産部から説明をお願いします。

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

私からは鳥獣被害対策の取組状況について2点御説明いたします。

農林水産部資料の1ページを御覧ください。まず、1点目でございます。ツキノワグマの緊急銃獵制度の創設です。1ポツの制度概要ですが、改正鳥獣保護管理法が本年9月1日に施行されまして、人の日常生活圏にツキノワグマ等が出没した場合、以下の①から④の4つの条件の全てを満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲と、これを緊急銃獵と申しますが、これを可能とする制度が創設されました。緊急銃獵を実施するための4つの条件でございますが、①から④にありますように、①ではクマ等が人の日常生活圏に侵入していること。②として、危害防止のため緊急に対応が必要であること。③として、銃による獵以外では対応が困難であること。④住民等の安全確保が図られた上でのことであること、こちらを全て満たしたときにはじめて可能となるものでございます。その実施方法は、市町村長が市町村の職員、この場合は市町村職員が銃獵ができることがあります、その場合には市町村長の指示、または職員以外の者、具体的には捕獲者と呼ばれるハンターさんに委託をして実施をいたします。また、地域住民の安全確保のため、市町村長は通行制限や避難指示を実施いたします。緊急銃獵の実施に伴う物損につきましては、市町村長が補償することとなります。この緊急狩獵制度の創設に際しまして、2ポツ、県の対応でございます。引き続き市町と連携してツキノワグマ対応に当たるとともに、市町における緊急銃獵の体制整備や実施を支援してまいります。（1）として緊急銃獵の

体制整備に対する支援ですが、市町が体制整備をするには、国の緊急銃猟ガイドラインによりまして、大きく分けて5つの項目が上げられております。マニュアルの作成でありますとか、必要な人員確保・協力体制でありますとか、研修等の実施、備品の確保、保険の加入などがございます。これにつきましては、必要な人員の確保のために協力したり関係機関の警察などに協力の依頼をしております。また、研修等を実施することによりまして、制度の理解が深まることを考えております。また、備品や保険の加入につきましては、国の指定管理鳥獣対策事業交付金が市町村を対象にする拡充をされましたので、こちらに対する財政支援を行います。

また、（2）として、実施の際の支援でございますが、法令に基づきまして、市町村長は都道府県知事へ応援要請が可能とされております。この場合の応援要請というのは、周辺の安全確保でありますとか実際の銃猟というそのものではなく、周辺の応援ということになります。具体的には、緊急銃猟ガイドラインによりまして住民避難の呼びかけ、この場合に車の運転なども含みますが、またあるいは市町村長が指揮・命令を発する際に、クマの生態でありますとか、そういったものに対する技術的助言を行います。こうしたことにつきまして、市町村長の緊急銃猟体制の整備を支援してまいります。

2点目でございます。ニホンザル対策です。資料2ページを御覧ください。県では令和6年度にニホンザルの生息状況調査を実施いたしました。その結果、前回調査、令和3年度と比較して群れの数が8増の71群れ、推定個体数が約1,200頭増の3,600頭となりました。また、そのサルの群れの分布状況につきまして、真ん中の島根県地図に加害レベルごとのサルの群れの状況として地図で色分けしております。そちらに四角の囲いの中で加害レベルで色分けとありますが、こちら右側に環境省のガイドラインによりまして加害レベルがゼロから5まで分けてあります。この中で最もレベルの高いレベル5というのは、サルの群れ全体が通年頻繁に出没、生活環境被害が大きく、人身被害のおそれ、人慣れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ないとされております。県内では、このオレンジ色のレベル5が益田、津和野の辺りに1群れ、また、ピンク色になりますが加害レベル4から5、加害レベル5相当の群れが県の中央部に6、東部に1群れ、合わせてレベル5相当は8群れ確認されました。この結果を踏まえまして、今年度からはじまる第2期農林水産基本計画におきまして、加害レベルの高いニホンザルの群れ、加害レベル5をゼロを目標に掲げ、新たなニホンザル対策に取り組んでまいります。2ポツの（1）が先ほど申した目標でございます。（2）として、これまでの取組なんですけども、市町におきまして追い払い防護柵の設置、捕獲おり設置などによって捕獲等の対策が実施されております。県は国交付金等による支援を行いますとともに、各地域事務所において鳥獣専門職員等が対策等について指導、助言をしております。

新たな取組といったしましては、①から④に掲げております。まず、市町職員向けに研修会を8月に実施いたしました。ここでは専門業者の講師に迎え、ニホンザルの生態、基本的なサル対策の考え方について学び、市町とサル対策について情報共有を図りました。②からが具体的な対策の実行でございますが、加害レベル5（4から5を含む）の群れについて、専門業者に委託する中で、県、市町、地域住民との協議の上、群れの特性等を踏まえた被害防止に向けた計画を策定し、そちらを実行してまいります。また、その検証、分析を実施して他地域の被害対策に活用しております。このサルというものは群れで行動す

る動物でございます。したがいまして、鳥獣被害対策としてのニホンザル対策につきましても群れごとに管理をすることが非常に大事になっております。そのため、群れの活動域でありますとか、個体数等を正確に調査、把握した上で、計画的に群れ単位での捕獲等を実行する必要がありまして、その対策には計画的に複数年を要するものとされております。このため、先ほども述べましたように、まず、市町職員向けにサル対策について研修会を実施し、情報共有を図った上で群れの特性等を踏まえた被害対策計画を策定して、県、市町、地域住民、専門業者で役割分担の下、群れごと捕獲などの計画を実施してまいります。

私からの説明は以上です。

○中村芳信委員長

ただいま説明がございましたけど、質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。（発言する者あり）

内藤委員。

○内藤委員

御説明ありがとうございました。一つはサル対策ですけれども、大田市近辺は県の中央にも御説明あったように非常に多くて、作物被害は当然のこと、集落の方がもう作りたくないという精神的な被害もありまして、お尋ねしたいのは、捕獲の方法がおりごと、集団で群れごとの捕獲っていうのはもう取り組むっていうことだったんですが、私がちょっと聞いてみたいのは、これをいつ頃から取り組むとか何か具体的な実施時期みたいなものもお持ちなんでしょうか。まずここを聞いてみたいと思います。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

こちらのサル対策、先ほど申しましたように、国でありますとか、あるいは他県の事例などで計画的に実施することが求められている話は先ほど申したとおりなんんですけども、具体的には、まずサルの行動域を把握する必要がございます。こちらの調査で大まかな推定の分布域などは把握されたところではありますが、実際にサルの群れがどの辺りによく出ていて、どこからどこまで、結構広く活動しますので、動いているかということをまずは正確に把握する必要があります。このためには、一般的に取られてる対策といたしましては、サルを捕獲してGPS首輪などをつけて行動域を把握するということがよく行われておりますので、こちらをやっていくことになります。島根県の場合におきましては、冬季においてサルの捕獲が多い実情がございます。これはやはり冬季に餌がないことと恐らく関連していくまして、つまり冬季に活発に動きますので、この冬の動きをまず追う必要がありますので、最速で取りかかるところでありますと、捕獲がうまくいけばの話ではございますが、この冬からのデータ取りをして行動域をまず把握します。あわせてその群れに対して業者などを活用して実際に群れの数が何頭、一体いるのかということを実測で図ることになります。先ほど推定個体数として調査で述べましたけども、これは他の事例でも聞いている話なんんですけども、実際に実測するともっと多くいるということがあります。例えば、30頭だと思っていた群れが50頭だと、実測してみたところに30頭の群れに対するおりをやっていては結局全部は捕まりませんので、実測をして、この群れは50頭だ、さらにこの行動域で把握している、よくここの辺りに出てる。では、おりはここに

置くのがよいのではないか、という被害の対策を具体的に実証していくことになります。したがいまして、調査・分析、計画等で複数年にまたがってくることがあります、これが例えば、これまで行われておりますように、部分的な捕獲でありますと、残ったサルが結局加害を続けてしまうというようなこともありますし、場合によっては群れが分裂をしてかえって厄介なことになるようなことも考えられなくもございませんので、当面としてはやはり、追い払いがありますとか、防護柵を設置するなどの対策も併せながら計画的に進めていく必要があると考えております。以上です。

○中村芳信委員長

内藤委員。

○内藤委員

追い払いは、実際的にはそのサルの群れがまたどこかに行って住むということになりますので、あまり追い払いはやっぱり効果がないというふうに思います。実際に資料にもありますように推定固定数が2007年から比べてみても倍以上に増えておりますので、こういう実態の場合はもう捕獲するしか方法がないと思うんですね。やっぱり捕獲に向けて今はこういうふうな群れでもって捕まえるというやり方の調査からはじめるということで、できるだけ早く実施してもらいたいという、これはお願いですけれども。大田市の周辺地域といいますか、中山間地域に行きますと、人の数よりかイノシシやサルの数のほうが多いんでないかって言われてるぐらいな話も出るぐらいですので、特に県の中央部はサルの個体数が多いですから、早急に取りかかっていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう1点は、ここには出てないんですけども、これクマの関係でも言えると思うんですけども、ハンターといいますか、狩猟免許を持ってる方の養成というものはここには記載されてないんですけども、そういうことをやっていかないとなかなか今狩猟なさる方もどちらかというと高齢者が多いんで、やはり若い方で狩猟免許を持ったハンターがいないと鳥獣被害が防げないと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

委員の御意見がありましたハンターの育成についてでございます。ハンターの育成につきましては、まず、狩猟免許試験を夏、そして秋、冬と年複数回開催いたしまして、まず新規ハンターの確保に努めております。また、実際に取られた方が実践経験が少ないという御意見もございましたので、昨年来より新人捕獲者の研修でありますとか、今年度より中核者向けの研修をしましたので、具体的、実践的な捕獲のやり方などを学ぶ講座をしております。こうしたことを繰り返すことによりまして育成を進めるとともに、確保も努めてまいりたいと思います。以上です。

○中村芳信委員長

内藤委員。

○内藤委員

最後にしたいと思いますけども、銃の練習場所っていうのは県内に何か所ぐらいあるわけですか。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

狩猟するような銃に対応した施設は県内にはクレー射撃場といった競技用の施設はございますけども、実際に、例えば、クマの銃猟をするようなときに必要な捕獲を練習するような練習会場はございませんので、近県において練習がされております。先ほど申しました、講習会などでも県外施設へ出向いて実施しており、そういった支援を行っております。

○中村芳信委員長

内藤委員。

○内藤委員

やっぱりこれだけ鳥獣被害があると、島根県でもクレー射撃場とまでは言わないにしてもそういうふうな銃の取得に向けての練習場といいますか、そういうものの整備もどこかの時点で考えておく必要があるではないかという意見を申し上げて終わります。ありがとうございました。

○中村芳信委員長

最後に私のほうから。レベル5は私の地元です。津和野町はサルのことはほとんど把握しておりますので、早急に連絡取って対応してください。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項は以上でありますけれど、この際、ほかに何かございますか。

[「なし」と言う者あり]

○中村芳信委員長

無いようでございますので、以上で所管事項の調査を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。退席いただいて結構です。

[執行部退席]

○中村芳信委員長

次回の委員会は、11月定例会中に開催をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、その他でございますけども10月14日から16日に実施いたします県外調査について、事務局に説明させます。

藤原書記。

○事務局（藤原書記）

先日、御出席予定の委員様には取り急ぎお伝えしましたが、途中休憩等も入れる必要がありましたので、出発時間を30分早めまして、8時集合、8時5分出発としておりますので、よろしくお願ひいたします。その他の行程につきましては、前回説明しました内容と大きな変更はありません。帰りは、休憩時間の関係で議事堂別館を18時40分としております。当日の参加者は議員12名、執行部は地域振興部2名、農林水産部2名、事務局2名の合計18名で移動いたします。

次に、しおりにつきましては、常任委員会の県内調査と同様にタブレットに登録をこれからいたしますので、また御確認をお願いします。紙資料については同様に抜粋版で当日お渡しします。当日のタブレットの持参につきましては自由とさせていただいておりますので、よろしければ持参をお願いします。

最後に、準備物等のお願いです。新聞等の手配につきましては、今年度から廃止させていただいておりますので御了承ください。また、傘とお飲物につきましては、各自、皆様におきまして事前準備、または各休憩所で準備いただきますようお願いいたします。以上です。

○中村芳信委員長

本日予定しております議題は以上ですけども、この際何かござりますか。

[「なし」と言う者あり]

○中村芳信委員長

それでは、以上で中山間地域・離島振興特別委員会を閉会いたします。